# 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図

## 指導

### 対象事業者

全ての事業者（ただし、保険医療機関等において介護保険法第71条の規定により事業者の指定があったものとみなされた事業者（みなし事業者）については、その内容を関係団体等を通じて情報提供をすることをもって集団指導への出席に代える。）

### 指導の目的等

指定事業者全体のレベルアップを図ることを主眼として、介護保険法・制度の趣旨・目的の周知及び理解の促進及び介護報酬に係る過誤・不正請求の防止の観点から算定要件等の周知等、介護保険制度の適正な運営を図る

**集団指導**
- 《出席》→ 完　了
- 《欠席》→ 個別指導

【一般指導】
全ての事業者の中から計画的に実施。

【随時指導】
- 高齢者虐待との関連が疑われる指定居宅サービス事業者等で運営指導が必要と認められるもののうち、特に緊急性の高い事業者に適宜実施
- その他事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要があり、運営指導が必要と認められるもののうち、特に緊急性の高い事業者に適宜実施

【合同指導】
都道府県又は他市町村と合同で運営指導を行うことが特に必要と認められる指定居宅サービス事業者等に適宜実施。

「サービスの質の確保と向上」「利用者の尊厳の保持」「高齢者虐待防止法の趣旨」「適正な介護報酬の請求」等の観点から、事業所所在地において、関係書類の閲覧とヒアリングを元に指導

①介護サービスの実施状況指導
個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

②最低基準等運営体制指導
基準等に規定する運営体制に関する指導（③に関するものを除く。）

③報酬請求指導
加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導
※適切でない請求が行われている場合は是正するよう指導
（必要に応じて過誤調整）

**運営指導**
- 適正・おおむね適正 → 結果通知 → 完　了
- 改善が必要 → 結果通知 → 改善報告書
  - 《期限内に改善された》 → 完　了
  - 《期限内に改善されなかった》 → 再 指 導 → たび重ねて指導を行っても改善が行われない場合は、監査へ移行

保険者 **過誤調整**（不適正な報酬算定）

○指定基準違反等や人格尊重義務違反がある場合又は疑われる場合

## 監査

### 対象事業者

次のいずれかに該当する行為がなされたあるいは疑われる事業者

- 利用者に対する虐待がある
- 指定基準に重大な違反がある
- サービスの内容に不正又は著しい不当がある
- 介護報酬の請求に不正又は著しい不当がある
- 不正の手段により事業者指定を受けた

**監　査**

- 直ちに指定取消し等には至らないが、改善が必要と認められる場合 → 改善勧告 → 改善報告書
  - 《期限内に改善された》 → 完　了
  - 《期限内に改善されなかった》 → 勧告に従わなかったとき 公　表
  - 行政処分：改善命令 → 改善報告書
    - 《期限までに改善された》 → 完　了
    - 《期限までに改善されなかった》 → 期限を経過し、なお相当期間を経た後も改善されない場合は、行政処分の対象
  - 公　示（公報登載）

保険者 **過誤調整**（不適正な報酬算定が見受けられる場合）

- 指定取消し等の事由に該当する場合 → 聴聞又は弁明の機会の付与 → 行政処分
  - 指定取消し → 処分通知 → 公　示（公報登載）
  - 指定の全部又は一部の効力の停止

保険者 **返還額の確定 加算金の賦課** → 返還命令

！取消処分により事業者指定に係る欠格事由該当者となる者
＝　当該指定取消し等に係る聴聞通知（行政手続法第15条）があった日前60日以内に役員等＊であった者

＊役員
イ　業務を執行する（合名会社、合資会社、合同会社の）社員・（株式会社の）取締役・執行役又はこれらに準ずる者（社会福祉法人等の理事）
ロ　相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者

＊事業者の使用人であって、事業者の事業所又は事業者が開設した施設を管理する者